

城東台学区愛育委員会規約

(名称及び事務局)

第1条 この会は城東台学区愛育委員会と称し、この会の事務局を会長宅に置く。

(組織及び委員)

第2条 この会の事務局を会長宅に置く。この会は、城東台西町内会、城東台東町内会、城東台南町内会及び城東台学区連合町内会から選出された愛育役員を委員として組織する。尚、選出委員数は城東台西町内会3名、城東台東町内会3名、城東台南町内会3名、城東台学区連合町内会1名の計10名とする。

(目的)

第3条 この会は、地区内住民の保健衛生向上と衛生知識の徹底、その他社会福祉の向上を図ることを目的とする。

(活動)

第4条 この会の目的を達成するために次のことを行う。

- (1) 委員の研修に関する事。
- (2) 母子衛生の向上に関する事。
- (3) 結核予防に関する事。
- (4) 生活習慣病予防に関する事。
- (5) その他 本会の目的達成に関する事。

(任期)

第5条 委員の任期は原則2年とする。ただし再任は妨げない。

(役員)

第6条 この会に次の下記の役員を置く。役員は委員の中から互選する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 理事 5名以内
- (4) 会計 1名
- (5) 監査 1名

(職務)

第7条 (1) 会長は、この会を代表し会務を統括するとともに会議の議長となる。
(2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故ある時は会長の職務を代行する。
(3) 理事は、会長・他役員の補佐をする。
(4) 会計は、会計事務に従事する。
(5) 監査は、会計監査のほか、会長、副会長及びその他役員の執行状況を監査する。

(会議)

第8条 会議は、役員会とし、会長が必要と認めるとき及び、役員委員の2分の1以上から召集の申し出があったときに開催する。

(議決)

第9条 会議の議決は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(会計年度)

第10条 この会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(規約の変更)

第11条 この規約は、委員会の3分の2以上の議決を得なければ、変更することはできない。

付則

この規約は平成23年4月15日から施行する。

この規約は令和3年4月9日から施行する。